

# 愛知池で伐採した樹木を無償で配布します！

独立行政法人水資源機構愛知用水総合管理所（以下、愛知用水総合管理所）では、台風による倒木や施設管理の支障となっている樹木について、これまで伐採し一時集積していました。この伐採樹木について、個人での利用に限定して、希望される皆様に無償配布いたします。

## 1. 配布予定の樹木

- 樹種：コナラ、杉、桜 など  
大きさ：直径15cm～50cm程度  
長さ30cm～2m程度  
このほか、剪定枝があります。

## 2. 配布方法（事前申込みをお願いします）

- (1) 愛知用水ホームページ（新着情報）若しくは愛知用水総合管理所中流管理室（以下「中流管理室」といいます）に来所（平日の9時～17時まで）して「伐採木の提供申込及び確認事項」（以下「申込書」といいます）を入手。
- (2) 申込書に必要事項を記入して、中流管理室へ FAX (0561-37-2112) 若しくは来所して提出してください。
- (3) 申込書の記載内容について、配布要件を満たすことが確認できれば受付完了となります。その際にご本人に対して配布日時をお伝えします。（配布日時は、可能な限りご希望に添うよう対処しますが、調整をお願いする場合がありますのでご容赦ください）
- (4) お伝えした配布日時に、指定配布場所にて受付を行って頂いた上で、愛知用水関係者立ち会いのうえで配布を行います。

## 3. 申込み期間

申込み期間は、平成31年2月18日（月）から3月5日（火）までとします。なお、中流管理室に直接申込を行う場合は、受付時間を平日の9時から17時までとします。上記期間以外の申込みは受け付けませんので、ご容赦ください。

また、申込み者が多数の場合は、期間内であっても申込みを締め切らせて頂くことがありますので、予めご承知頂きますようお願いいたします。

## 4. 配布日時

平成31年3月7日（木）及び3月8日（金）10時～16時（12時～13時除く）

## 5. 配布場所

愛知県愛知郡東郷町大字諸輪地内（詳しくは、アクセスマップをご覧ください。）

## 6. 問合せ先

施設名	愛知用水総合管理所（中流管理室）
T E L	0561-39-5470
所 在	愛知郡東郷町大字諸輪字片平山 25 番地 25

## 7. 注意事項

- ① **事前に申込みを行い、当日確認できた方のみ配布いたします。**現地にて受付を受けていない方あるいは配布当日に飛び込みで申込みをされる方などには配布できません。
- ② あくまで個人での利用に限定しています。転売等営利を目的とする場合は配布できません。
- ③ 樹木の運搬・積込時のケガや事故については当方では責任を負いかねます。また、配布場所においての小割り等作業は、安全管理上お断りします。なお、愛知用水関係者の指示に従わない場合は、配布をお断りする場合があります。
- ④ 来所可能な車両の大きさは、**2 tトラック程度を上限とします。**
- ⑤ 配布量に限りがありますので、**ご希望の数量に添えない場合があります。**
- ⑥ 提供する樹木は**薬剤処理等をしておりません。**害虫等が発生する可能性があります。
- ⑦ 樹木提供後はいかなる理由においても、**提供を受けた方が責任をもって処理**して下さい。
- ⑧ 配布場所には**積込用重機等の用意はありません。**
- ⑨ 降雨等により、安全管理上実施できないと判断した場合は、配布を中止する場合があります。

## 伐採木の提供申込及び確認事項

独立行政法人水資源機構愛知用水総合管理所 あて

申込者氏名

住 所

電話番号

1. 利用目的 (○で囲んで下さい。)

①薪ストーブ ②木工細工 ③ガーデニング ④その他 ( )

2. 希望数量 (上限は2 tトラック 1 杯分 (平積み) とします。)

例) トラック 1 台分 (平積み) 等

3. 来所 (運搬) 手段 (○で囲んで下さい。)

①自家用車 ②軽トラック ③2tトラック ④その他 ( )

4. 来所希望日時 (いずれかを○で囲んでください。複数回答可)

・平成31年3月7日 (木)

・平成31年3月8日 (金)

10時～11時

10時～11時

11時～12時

11時～12時

13時～14時

13時～14時

14時～15時

14時～15時

15時～16時

15時～16時

伐採木の受領について、下記のとおり確約します。

1. 今回提供を受けた伐採木は、異物が混入していても異議申し立ては行いません。また、当方で責任を持って処理し、不法投棄や販売等を行いません。
2. 伐採木無償提供を受ける際における一連の作業等にあたっては、関係法令を遵守の上、安全管理に十分注意し、事故・苦情等が発生した場合には、一切当方の責任の上処理し、迷惑は掛けません。
3. 愛知用水総合管理所の関係施設または許可工作物等に損傷を与えた場合、管理者の指示に従います。

# アクセスマップ

## ◆愛知県東郷町大字諸輪地内



## <配布予定の樹木>

